

医療機関（開設者・管理者）の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度のご案内

新型コロナと向き合う医療従事者を守るために

日本医師会

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度創設の経緯

日本医師会では新型コロナウイルス感染者が拡大する4月から、各医療団体のご協力をいただきながら、治療の最前線で使命をもって働く医療従事者が、万一感染した場合であっても一定の収入が補償されることが重要であるとして、国に対して新型コロナウイルス感染症患者に対応した医療従事者が感染し休業した場合の支援制度（医療従事者支援制度）に対する補助を要望してきました。

また、国への要望と並行して、日本医師会に寄せられた新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者・医療現場への支援に向けた寄附金の一部を活用した医療従事者支援制度の創設を検討してきました。

令和2年9月に厚生労働省より新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援として「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」が決定したことに伴い、「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」を創設することとなりました。本制度は日本医師会他医療団体からの寄附金、国の補助金を活用することにより、医療機関がより少ない負担で医療従事者に対する補償を行うことができる仕組みとしています。

新型コロナウイルス感染症への対応を行う医療機関においては、医療従事者が万一罹患した場合の収入面の不安を少しでも解消し、安心して医療に従事できるためのサポートを、少ない負担でできるメリットの大きい制度となっています。

医療団体に対して、新型コロナウイルスと向き合う医療従事者の支援として寄せられた寄附金を活用した医療従事者のための制度ですので、より多くの医療機関が本制度にご加入いただき、一人でも多くの医療従事者の安心につなげていただけますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の目的

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度は、新型コロナウイルス感染が長期化している状況下、社会経済と感染対策の両立を図らなければならない中で、感染や命の危険を覚悟のうえで、治療や国民の健康を守るために懸命に努力している医療従事者が、安心して医療に従事するための支援策を講じることにより、医療提供体制の維持を図ることを目的としています。

◆医療従事者の安心

新型コロナウイルス感染者が拡大し、常に感染と隣り合わせにある医療従事者が、安心して医療に従事できるように、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した医療従事者を支援し、その家族の経済的負担を補償します。

◆医療従事者の確保

医療従事者は感染リスクが高く、感染症患者の治療にあたる医療従事者が自らの感染だけでなく、家族を含めた偏見や風評被害といったストレスが多い中で、本制度による支援を行うことにより、医療従事者の確保を支援します。

◆医療提供体制の維持

医療従事者を守ることは事業主である医療機関の責務ですが、新型コロナ感染症対策における経費増、患者数の減少等経営状況が悪化している中で、国の補助や医療団体の寄付金を活用し事業主の負担を軽減することにより医療提供体制の維持を図ります。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度とは

医療機関は、制度運営機関を契約者とする保険に加入し、国や医療団体からの補助金を活用することにより、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に休業補償を、また、万一死亡した場合には死亡補償を行う制度です。

◆医療従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患し休業した場合の補償です

医療従事者が、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、労災保険からの給付に加えて、20万円の休業補償一時金を、万一死亡した場合には500万円の死亡補償一時金をお支払いすることにより、医療従事者を支援し、その家族の経済的負担を補償します。

◆新型コロナウイルス感染症に限定した労災補償上乗せ保険です

医療機関経営が厳しい中で、業務災害の原因を新型コロナウイルス感染症に限定することにより、医療従事者1名あたり年間1,000円の保険料と、医療機関にとって加入しやすい保険料設定になっています。

◆国の補助・医療団体の補助が利用できます

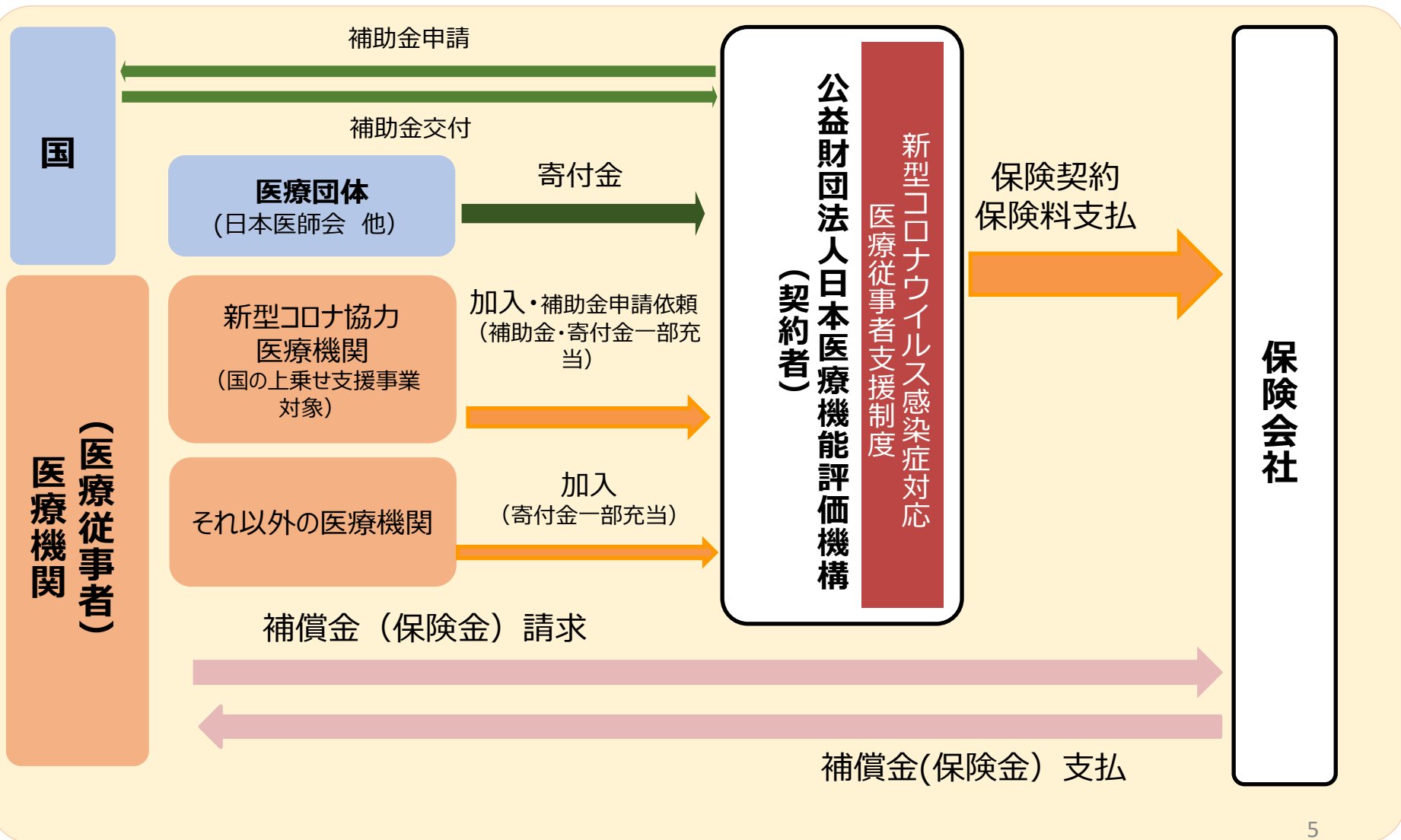
加入する医療資格者の保険料については、国の補助金（医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助）、医療団体からの補助金を充当することにより医療機関の負担を更に軽減しています。

◆加入手続きは簡単

インターネットから加入手続きができます。国の補助申請についても制度運営機関が代理して行います。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の枠組み

医療機関は、制度運営機関を契約者とする保険に加入し、国や医療団体からの補助金を活用することにより、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に休業補償を、また、万一死亡した場合には死亡補償を行うことができます。



新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の内容

■ 制度に加入できる医療機関

日本国内の次の医療機関であれば加入することができます。

- ・ 病院、診療所、介護医療院、助産所、訪問看護ステーション

※ 病院・診療所については保険医療機関となります

■ 補償の対象者

◇医療機関が加入している政府労災保険等で給付の対象となるすべての医療従事者（被用者）が補償の対象となります(アルバイト、パートタイマー、臨時雇い等を含みます。)

◇医療資格者のみを対象とすることもできます。

◇職員300名以下の医療法人の代表者・役員、個人事業主（個人診療所の開設者等）は政府労災保険の特別加入者となることにより補償の対象となります。

◇公務員災害補償法等の対象とする公務員（国家公務員は除く）も補償対象となります。

■ 補償の内容

医療従事者（被用者）が新型コロナウイルス感染症に罹患し、労災事故として認定された場合に、労災保険等からの給付に加えて

■ 4日以上休業を行った場合 **20万円**を給付

■ 死亡した場合 **500万円**を給付

■ 保険料

年間保険料は医療従事者1名あたり1,000円

医療資格者については、医療機関の区分に応じて国や医療団体からの補助金を充当することができます。

医療機関が負担する実質的な保険料（一人あたり） 補助金充当後

医療機関の種類	医療資格者		医療資格者以外
新型コロナ対応医療機関A	無料 国と医療団体の補助金充当		1,000円
新型コロナ対応医療機関B	国の補助対象者※	国の補助対象者以外	1,000円
	無料 国と医療団体の補助金充当	500円 医療団体の補助金充当	
上記以外の医療機関	500円 医療団体の補助金充当		1,000円

新型コロナ対応医療機関A

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県より新型コロナ患者、疑い患者の受け入れを割り当てられた医療機関
- ② 都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関、都道府県、政令市及び 特別区から役割を設定された地域外来・検査センター並びに都道府県から指定された発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（「診療・検査医療機関（仮称）」）

新型コロナ対応医療機関B

- ① 都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者が勤務する医療機関。
※国の補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者
- ② 都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者が勤務する医療機関
※国の補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者

本制度における医療資格者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療工ックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士、栄養士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている**看護補助者**等となります。

加入例と年間の実質的な保険料

A病院（新型コロナ対応医療機関A）

医療従事者数 1,000名（医療資格者800名、医療資格者以外200名）

加入方法 **医療資格者のみ加入**

負担保険料 0円

B病院（新型コロナ対応医療機関A）

医療従事者数 300名（医療資格者240名、医療資格者以外60名）

加入方法 **医療従事者全員加入**

負担保険料 60,000円

C病院（新型コロナ対応医療機関B）

医療従事者数 100名（国の補助対象医療資格者10名、国の補助対象外医療資格者50名、
医療資格者以外40名）

加入方法 **医療従事者全員加入**

負担保険料 65,000円

Dクリニック（新型コロナ対応医療機関A）

医療従事者数 20名（医療資格者15名、医療資格者以外5名）

加入方法 **医療資格者のみ加入**

負担保険料 0円

Eクリニック（新型コロナ対応以外の医療機関）

医療従事者数 10名（医療資格者7名、医療資格者以外3名）

加入方法 **医療従事者全員加入**

負担保険料 6,500円

制度加入募集期間と加入方法

■ 制度加入募集期間

国の補助申請期間及び医療団体からの補助金の関係から、本制度の募集期間と保険期間は以下のとおりとなります。

募集期間

保険期間

①2020年11月9日～11月25日

①2020年12月1日～2021年12月1日

②2020年11月26日～12月23日

②2021年1月1日～2022年1月1日

③2020年12月24日～2021年1月25日

③2021年2月1日～2022年2月1日

④2021年1月26日～2月15日

④2021年3月1日～2022年3月1日

■ 加入方法

◇加入申込についてはインターネットでの申し込みとなります。

◇日本医療機能評価機構の「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度特設サイト」にアクセスし手続きを行います。特設サイトは11月9日（月）開設予定です。

◇新型コロナ対応医療機関の場合は、補助金申請も同時に行います。

◇負担保険料が発生する場合は期日までに保険料をお振込みいただきます。

制度の詳細については以下をご覧ください

日本医師会ホームページ：【医師のみなさまへ：新型コロナウイルス感染症：支援：新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度】もしくは【医師のみなさまへ：その他：新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度】

10月19日掲載

医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助 (新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業)

事業目的

国による直接執行 (予算額：10億円)

新型コロナへの対応を行う医療機関において、勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助することにより、医療資格者の収入面の不安等を解消して離職防止等につなげ、新型コロナ対応医療機関の運営の安定を図る。

事業内容

新型コロナへの対応を行う医療機関において、勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助する。

〔対象医療機関〕 都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次の保険医療機関

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- ② 帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター、診療・検査医療機関（仮称）
- ③ 宿泊療養・自宅療養の新型コロナ患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者が勤務する医療機関（③の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者）
- ④ 地域外来・検査センターに出務する医療資格者が勤務する医療機関（④の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者）

※ 医療機関の事務の簡素化のため、国への補助金の申請や保険契約の申込等を委託することも可能。

〔対象者〕 勤務する医療資格者

〔補助基準額〕 年間の保険料の一部（2分の1）、1人あたり1,000円を上限

〔対象となる労災給付上乗せ補償保険〕

以下のアを満たす民間保険（ア及びイを満たすものを含む。）

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、契約を締結し、契約の始期があるもの。

- ア 休業補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して休業し、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、労災給付の上乗せ補償を行う保険
- イ 死亡補償又は障害補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して死亡し、又は障害が残り、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、死亡補償金又は障害補償金を給付する保険